

**郵政事業のユニバーサルサービス確保と
郵便・信書便市場の活性化方策の在り方
について**
～情報通信審議会答申概要～

平成28年8月

諮問理由

平成24年の郵政民営化法改正により、日本郵便株式会社等に、郵便の役務、簡易な貯蓄及び簡易に利用できる生命保険の役務等について、郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務（郵政事業のユニバーサルサービスの提供責務）が課された。一方で、郵政事業を取り巻く環境は厳しさを増しており、将来にわたり、郵政事業のユニバーサルサービスの提供責務の履行の確保が図られるよう、必要な方策の検討を進めることが課題となっている。

また、信書便事業に関し、「規制改革実施計画」（平成25年6月14日閣議決定）において、ユニバーサルサービスを確保した上で、一般信書便事業の参入要件の明確化、特定信書便事業の業務範囲の在り方等、郵便・信書便市場における更なる活性化の方策等について、平成25年度に検討を行い、結論を得ることとされた。

こうしたことから、郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方について、情報通信審議会に諮問したものである。

答申を希望する事項

1. 郵政事業のユニバーサルサービスの確保方策
 - ・ 郵政事業のユニバーサルサービスの内容・水準・コスト算定手法の整理
 - ・ 郵政事業のユニバーサルサービスの確保方策
2. 郵便・信書便市場の活性化方策
 - ・ 一般信書便事業の参入要件の明確化、特定信書便事業の業務範囲の在り方 等

審議経過

平成25年10月1日 情報通信審議会諮問
平成26年3月12日 中間答申
平成26年12月4日 第2次中間答申
平成27年9月28日 答申

情報通信審議会 郵政政策部会構成員（敬称略）

部会長	村本 孜	成城大学名誉教授
部会長代理	井手 秀樹	慶應義塾大学名誉教授
委員	井野勢津子	アマゾンジャパン株式会社消費財事業第二本部本部長
委員	近藤 弥生	東京都足立区長
委員	藤沢 久美	シンクタンク・ソフィアバンク代表
臨時委員	及川 公子	全国地域婦人団体連絡協議会幹事
臨時委員	関口 博正	神奈川大学経営学部教授
臨時委員	竹内 健蔵	東京女子大学現代教養学部教授
臨時委員	山田 忠史	京都大学大学院工学研究科准教授

中間答申 (H26. 3. 12) 概要

1. 郵政事業のユニバーサルサービス確保方策

- ユニバーサルサービス確保方策の検討に当たり、現行のユニバーサルサービスの範囲・水準の提供に係るコストを客観的・定量的に算定することとし、コスト算定モデルを構築するための算定手法等を整理。
- 郵政事業のユニバーサルサービスを確保するための方策については、今後さらに検討していく課題として、郵政事業のユニバーサルサービスコストの算定結果等を踏まえながら、審議を行っていくこととした。

2. 郵便・信書便市場の活性化方策

① 一般信書便事業の参入要件の明確化

- 一般信書便事業の参入要件は、法令において具体的に規定されており、既に十分明確にされている。

② 特定信書便事業の業務範囲の在り方

- 1号役務の大きさの基準及び3号役務の料金の基準について、利用者の視点を踏まえるとともに、事業者から出された要望を考慮しながら、郵便のユニバーサルサービスに与える影響の検証を行った上で、見直しに向けて具体的な検討に入ることが適当。

③ その他の郵便・信書便市場の活性化方策

- 市場を活性化するためには、ICTとの融合や金融サービスとの連携等、事業領域を広くとらえてサービスの多様化・高度化を図り、新たな付加価値を生み出すことが、事業者期待される。

答申 (H27. 9. 28) 概要

<ユニバーサルサービスの現状>

- ・ 日本郵政及び日本郵便の経営努力により提供され、その水準を確保。
- ・ 将来的に郵政事業を取り巻く環境が変化していく中で、将来にわたってユニバーサルサービスを確保するための方策の検討が必要。

短期的に検討すべき方策

- 経営効率化の推進等（日本郵政及び日本郵便）
- ユニバーサルサービス提供に資する環境整備（国）

中長期的に検討すべき方策

- ユニバーサルサービスコスト算定手法の検証（継続的算定も含む）
- 郵便のサービスレベルの在り方と料金の設定
- 政策的な低廉料金サービスに対するコスト負担の在り方
- 郵便局ネットワーク（金融窓口も含む）維持に係るコスト負担の在り方

第二次中間答申 (H26. 12. 4) 概要

1. 特定信書便事業の業務範囲の拡大

- 郵便のユニバーサルサービスの提供確保に支障がない範囲内において参入を認めている特定信書便事業の業務範囲を以下のとおり拡大
 - 大型信書便サービス
取り扱うことのできる信書便物のサイズを3辺計90cm超から3辺計73cm超まで拡大
 - 高付加価値サービス
取り扱うことのできる信書便物の料金の額を1通1,000円超から1通800円超まで拡大

2. 郵便・信書便市場の活性化に資する規制緩和

- 郵便料金の届出手続について、基礎的な信書送達を除き、郵便料金を事前届出から事後届出へ緩和すること等

- 郵便・信書便分野における規制の合理化を図るため、郵便及び信書便に関する料金の届出手続を緩和するとともに、特定信書便役務の範囲を拡大し、特定信書便役務に係る信書便約款の認可手続を簡素化するもの。（平成27年6月5日成立、6月12日公布。同年12月1日施行）

法律の概要

○ 特定信書便役務の範囲の拡大

- 大型信書便サービス
取り扱うことのできる信書便物のサイズを3辺計90cm超から3辺計73cm超まで拡大（A3サイズ大の封筒まで取扱い可能に）
- 高付加価値サービス
取り扱うことのできる信書便物の料金の額を1通1,000円超から1通800円超まで拡大

○ 信書便約款の認可手続の簡素化（標準約款制度の導入）

- 特定信書便事業者が、総務大臣が定めて公示した標準信書便約款と同一の信書便約款を定めたときは、総務大臣による認可手続を省略

○ 郵便・信書便に関する料金の届出手続の緩和

- 郵便事業の収入に与える影響が軽微な料金を、事前届出制から事後届出制に緩和
・ 代金引換、レタックス、配達時間帯指定郵便、本人限定受取等の特殊取扱の料金、切手交換手数料 等
- 一般信書便役務に関する付加サービスの料金についても、あわせて届出手続を緩和

ユニバーサルサービスの確保方策の検討の視点

<ユニバーサルサービスの意義・位置づけ>

- 郵政事業のユニバーサルサービスは、国民生活に必要不可欠なサービスとして位置づけられ、日本郵政及び日本郵便がその提供責務を負っている。
- 郵政民営化法の基本理念はユニバーサルサービス提供に当たっても考慮。
- 郵便局ネットワークとそのサービスは将来にわたって、国民生活・地域社会の貴重なインフラとして維持することが期待されている。

<ユニバーサルサービスの現状等>

- 現在、日本郵政及び日本郵便の経営努力により提供され、その水準を確保。
- ユニバーサルサービスコスト試算では、郵便役務は、約8割の赤字エリアのコストを約2割の黒字エリアの利益で、また、郵便局窓口業務については、約4割の赤字エリアのコストを約6割の黒字エリアの利益で賄っている。
(参考) 役務別ユニバーサルコスト試算
郵便役務:1,873億円、銀行窓口業務:575億円、保険窓口業務:183億円
※赤字地域における赤字総額をユニバーサルサービスコストとするNAC法(Net Avoidable Cost:回避可能費用法)により試算
- 将来的に郵政事業を取り巻く環境が変化していく中で、将来にわたってユニバーサルサービスを確保するための方策の検討が必要。

短期的に検討すべき方策の方向性

<日本郵政及び日本郵便が取り組むべき方策>

- 経営効率化の推進
(ICTの利活用やBPR(業務プロセス改革)の徹底等による経営効率化)
- 郵便局ネットワークの活用による収益の拡大
(物流事業、不動産事業等の収益源の多角化、新規サービスの拡充(他業種・地方自治体等との連携、ICT利活用等))

<国が取り組むべき方策>

- ユニバーサルサービス提供に資する環境整備
 - 税制の特例措置(固定資産税等の特例措置、消費税の特例措置(関連銀行・関連保険会社の窓口業務委託手数料に係る消費税の特例措置))
 - 集配業務の効率化に資する環境整備(郵便受箱の規格見直の検討等)
- その他
 - 特定信書便事業の業務範囲の見直しによる影響の継続的検証
 - 日本郵政及び日本郵便におけるコスト削減をはじめとする経営努力の取組の進捗状況等を適切に確認し、必要に応じて監督・指導

中長期的に検討すべき方策の方向性

● ユニバーサルサービスコスト算定手法の検証

<検証に当たっては、以下の観点を踏まえることが必要>

- ・経営努力を前提としたコストの明確化
- ・外部環境変化の要因(人口減少の進行、超高齢化の急激な進展等)を考慮
- ・算定プロセス及び算定結果の透明性を確保 等

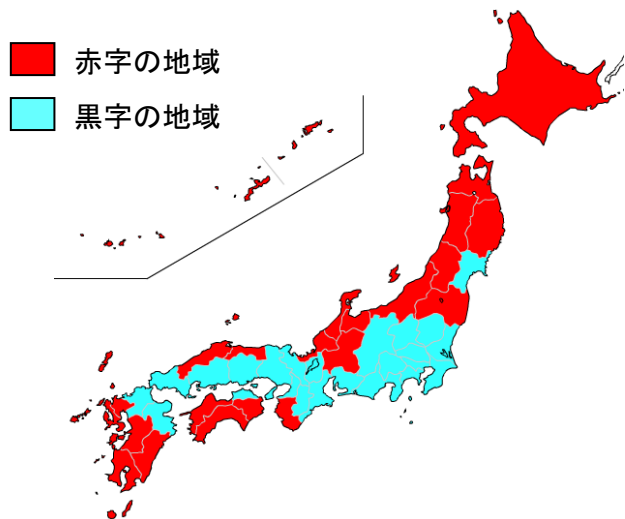
ユニバーサルサービスコストの算定手法の検証を進めつつ、次の事項を継続的に検討

- 郵便のサービスレベルの在り方と料金の設定
 - ・国民・利用者の需要動向等を勘案した、サービスレベルの在り方を継続的に検討
 - ・料金は、サービスレベルの在り方も踏まえながら、継続的に検討
- 政策的な低廉料金サービスに対するコスト負担の在り方
 - ・制度の政策目的や利用者ニーズ等も考慮しつつ、継続的に検討
- 郵便局ネットワーク(銀行窓口・保険窓口も含む)維持に係るコスト負担の在り方
 - ・諸外国の事例も踏まえつつ、継続的に検討

ユニバーサルサービスコストの算定方法

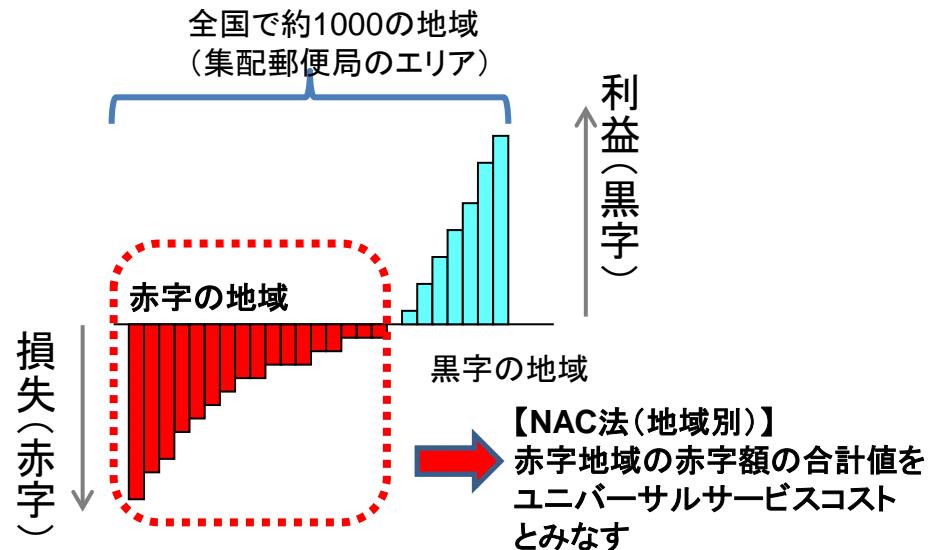
○ユニバーサルサービスコストについては、赤字地域における赤字総額をユニバーサルサービスコストとするNAC法（Net Avoidable Cost：回避可能費用法）により算定。

地域別の収支状況（※イメージ）



収支の順番に整理

【NAC法（地域別）】



郵政事業のユニバーサルサービスコストの試算

- ・赤字の集配郵便局エリアの赤字額の合計を試算。
⇒仮に、ユニバーサルサービスの提供義務がなくなり、日本郵便株式会社が赤字の集配郵便局エリアのサービスを停止した場合に、節約できると仮想される純費用（＝利益改善額）として試算。
- ・現状では、全体の収支として黒字を計上。郵便役務は少数の黒字集配局エリアの利益で赤字額をカバー。
- ・なお、今回の試算では、経営効率化、外部要因等が考慮されていないこと、諸外国では金融窓口業務の事例がないことを含め、統一的な手法が確立されていないなどの課題があることを前提として試算したものであることに留意が必要。

郵政事業のユニバーサルサービスコスト(試算)(2013年度)の概要

- ユニバーサルサービスコストの定義・算定モデルに基づく、2013年度の郵便役務及び郵便局窓口業務（銀行窓口及び保険窓口）の収支とユニバーサルサービスコスト（試算）は以下のとおり。

(億円)

【郵便役務】	収入	費用	収支	NAC法ユニバコスト（試算）
	12,457	12,271	186	1,873

※郵便役務については、郵便窓口の収支、ユニバサーサルサービスコストを含む。

(億円)

【郵便局窓口業務】	収入	費用	収支	NAC法ユニバコスト（試算）
銀行窓口	5,626	5,170	456	575
保険窓口	3,424	3,324	100	183

- 事業全体の傾向を把握する意味で、黒字集配郵便局エリア・黒字額、赤字集配郵便局エリア・赤字額の状況について着目。その状況は以下のとおり。

【郵便役務】	黒字集配郵便局エリア	黒字計（億円）	赤字集配郵便局エリア	赤字計（億円） ※
	214	2,059	873	-1,873

(現状) 郵便役務については、約8割の赤字の集配郵便局エリアのコストを約2割の黒字の集配郵便局エリアの利益で賄っている。

【郵便局窓口業務】	黒字集配郵便局エリア	黒字計（億円）	赤字集配郵便局エリア	赤字計（億円） ※
銀行窓口	698	1,031	389	-575
保険窓口	608	283	479	-183

(現状) 郵便局窓口業務については、約4割の赤字の集配郵便局エリアのコストを約6割の黒字の集配郵便局エリアの利益で賄っている。

※赤字集配郵便局エリアの赤字額の合計額＝ユニバーサルサービスコスト